2027年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務に係る公募型プロポーザルに係る質問事項の回答

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

番号	種類	項目	質問内容	回答	参考
1	全般	全般	現状の県のPRにおいての最も課題と感じられている部分はなんでしょうか。	本催事は、博覧会テーマ「幸せを創る明日の風景」に実現に寄与するものであると同時に、国内外へ本県の魅力を効果的に発信することにより、、来場者が催事来場後に本県を訪れたくなるようなものである必要があると考えています。 なお、課題解決のために重要視している事項は仕様書をはじめ、評価基準に反映させています。	
2	全般	全般	本施策を通して、具体的なKPIやKGIなどの目標はありますでしょうか。	本催事においてKPIやKGIなどの具体的指標の設定は行っておりません。	
3	募集要項	3(10)	参加資格の類似実績について 「過去5年間に類似事業の実績があること」には、地域の文化や産品をPRするイベントについて、実施計画の策定または運営のいずれかを受託した実績、および共同事業体の構成員として従事した実績も含まれるものと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	「過去5年間に類似事業の実績があること」は、地域の文化や産品をPRするイベントについて、実施計画の策定および運営を受託した実績があることを指します。 なお、共同事業体の場合は、上記の条件を満たした共同事業体の構成員として従事した実績のことを指します。	
4	募集要項	7(1)②	「副本には企画提案者が特定される情報は記載しないこと」とありますが、企画提案者以外の連携先企業・団体の名称は、副本に記載しても問題ないか取扱いをご教示ください。	企画提案者以外の連携先企業・団体の名称は副本に記載しても問題ありません。	
5	募集要項	7(1)③	提出する見積書は、本業務（見積限度額4,000千円）のみを対象とするのか、運営業務の概算経費も併せて提示する必要がありますでしょうか。後者の場合、運営業務の概算は見積書の別紙でよいでしょうか。	見積書については、本業務だけでなく運営業務の概算経費の提示も必要です。運営業務の概算経費については見積書の別紙とし、企画提案書の枚数には含めないものとします。	

2027年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務に係る公募型プロポーザルに係る質問事項の回答

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

番号	種類	項目	質問内容	回答	参考
6	募集要項	7(1)⑤	様式6（提案者の概要書）の「事業費」欄について 直近3か年の各事業年度の売上高を記載するものと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	ご認識の通りです。	
7	募集要項	7(1)⑪	弊社は和歌山県内に事業所がなく、和歌山県税の納税義務がありません。この場合、何を提出すればよいかご教示ください。提出不要か、本店所在地の都道府県税の証明書で代えられるかを確認させていただけますと幸いです。	和歌山県内に事業所がなく和歌山県税の納税義務がない場合、本店所在地の都道府県税の証明書で代えることが可能です。	
8	募集要項	8(1)	ページ指定について、「両面印刷20頁以内」とあるが、ページ数としては40ページ（両面印刷で20枚）までなのか、20ページ（両面印刷で10枚）なのかどちらか。	ページ指定枚数は20頁（両面印刷で10枚）以内です。	
9	仕様書	全般	ステージイベントの上演時間帯・回数・1回あたりの時間に県の想定はあるか。また、前日の搬入・設営・リハーサル（会場の借り上げ）は可能でしょうか。	ステージイベントの上演時間帯・回数・1回あたりの時間に和歌山県から指定はありません。催事施設利用ガイドに示されている時間内で企画してください。 なお、和歌山県の催事場最大利用時間は開催日0時～24時までとなりますので、その範囲内で搬入・設営・リハーサル・搬出を行う想定です。	催事施設利用ガイド P25,45,52
10	仕様書	5(5)	「2027年国際園芸博覧会催事場 催事施設利用ガイド」は公開されていますでしょうか。公開されていない場合、参加表明した事業者に提供いただけますでしょうか。	催事施設利用ガイドについては以下URL（2027年国際園芸博覧会公式HP）からご確認ください。 https://expo2027yokohama.or.jp/assets/docs/sponsorship/publicevents-guideline-saijijou_20260619.pdf	

2027年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務に係る公募型プロポーザルに係る質問事項の回答

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

番号	種類	項目	質問内容	回答	参考
11	仕様書	5(5)	展示・物販・体験ブースについて、催事施設利用ガイドP14に示された使用可能エリア内に設置するものと理解しておりますが、客席数については、展示・物販・体験ブースを含めた計画ご提案で相違ございませんでしょうか。	展示・物販ブースは使用可能エリア内の「客席」として示されている部分に設置する想定です。客席数についてはブース数・大きさに応じて増減させてよいものとします。 なお、催事施設利用ガイドP45～47に示されている座席の設定にかかる事項にご留意ください。	催事施設利用ガイドP45～47
12	仕様書	7(1)ア	催事場の設備条件について 電源容量、給排水設備（足湯の給排水を含む）等は「催事施設利用ガイド」によるものとし、公告時点で未公表の事項は仮定を置いて実施計画を作成し、判明後に修正するものと理解しております。あわせて、前日の搬入・設営が可能である前提で計画してよいものと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	電源容量、給排水設備についてはご認識の通りです。 搬入・設営については、和歌山県の催事場最大利用時間は開催日0時～24時までとなりますので、その範囲内で搬入・設営・リハーサル・搬出を行う想定です。	
13	仕様書	7(1)イ	仕様書7(1)イの「運営業務に係る経費19,000千円（税込）」に含まれる経費の範囲をご教示ください（例：会場使用料・設備電気代・警備・保険・出演者謝金や旅費・出展物の運搬・スタッフ人件費・広報費・映像上映費・足湯設備や温泉水の運搬費）。	「運営業務に係る経費」については、以下に示すものを除いた経費となります。なお、ご質問の中で例示された経費についてはすべて当該経費に含まれます。 【運営業務に係る経費でないもの（見積書への計上不要）】 ・VIP（現時点では和歌山県知事のみ）の対応にかかる費用 ・和歌山県職員の旅費 ・仕様書7(1)オ①（出前紀州館の県産品販売）にかかる販売員にかかる人件費及び旅費、商品の仕入れ費用 ・仕様書7(1)オ④（和歌山一番星アワード認定商品PR販売）の商品の仕入費用 ・仕様書7(1)オ⑤（花き等の実物PR展示）の展示品の仕入費用 ・仕様書7(1)オ⑥（世界農業遺産梅システムを中心とした展示）の展示品の仕入費用 ・仕様書7(1)オ⑦（熊野白浜リゾート空港PR）のノベルティの仕入費用 ・仕様書7(1)カ（花き、梅干し、新しょうがの配布）の配布物の仕入費用	
14	仕様書	7(1)イ	展示・装飾・サイン等の美術計画について、本業務で策定する実施計画の段階では基本レイアウト・仕様・概算見積までを本年度計上とし、詳細な美術仕込図・各種仕様図等は令和9年度の運営業務において作成・協議するものと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	令和8年度における実施計画等策定等業務において、見積限度額の範囲内で可能な限り詳細な実施計画を作成してください。 なお、博覧会協会との協議状況等に応じ、受託者と協議した上で作成する計画内容及び計画範囲を変更することがあります。	

2027年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務に係る公募型プロポーザルに係る質問事項の回答

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

番号	種類	項目	質問内容	回答	参考
15	仕様書	7(1)エ	屋外出展PRについて 仕様書7（1）エ、「⑤屋外出展PR（和歌山県出展を含む3者程度）」は、博覧会会場で屋外出展を行う和歌山県関係の3者程度が、ステージ上でそれぞれの出展内容をPRする時間を設けるものと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	ご認識の通りです。	
16	仕様書	7(1)オ	催事施設利用ガイドに定める商業活動エリア20%以内の制限について、仕様書7オ①「出前紀州館」として県産品（梅酒含む）販売④和歌山一番星アワード認定商品のPR・販売が対象と認識で相違ございませんでしょうか。	ご認識の通りです。	催事施設利用ガイドP62
17	仕様書	7(1)オ	県産品の販売・梅酒の試飲について 「出前紀州館」での県産品（梅酒を含む）の販売およびGI梅酒の試飲は、出展事業者等が販売主体となり、売上は販売主体に帰属するものと理解しております。また、酒類の販売に必要な免許・許可は販売主体の名義で取得し、受託者はその申請書類の作成・調整を行うものと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	ご認識の通りです。	
18	仕様書	7(1)オ	ブース案①②③（県産品の梅酒の販売、GI梅酒の試飲・PR、梅酒の作成体験）について、ガイドでは酒類の持込禁止、調理行為（注ぐ・切る・盛る）を伴う試飲試食の禁止、ワークショップでの費用徴収禁止が定められていますが、県は協会と協議済みでしょうか。協議未了の場合、酒類を使わない形（個包装・未開封の試飲、展示のみ等）での提案で良いでしょうか。	ブース案①②③の提案にかかる回答は以下のとおりです。 ①催事主催者による酒類の販売は可能と想定しています。（一般参加者については酒類の持込が禁止されています） ②試飲・試食について協会と未協議のため現時点では実施可否については未定です。なお、酒類を使用しない形での提案も可能とします。 ③梅酒作成体験については無料で実施することを想定しています。	催事施設利用ガイドP35,48,49
19	仕様書	7(1)オ	梅シロップづくり体験について過去に実施された事例がありましたら、参加人数、1回あたりの定員、実施回数、所要時間などを参考にさせていただきたく存じます。今回の実施条件として決まっていることがあれば、持ち帰りの条件も含めてご教示ください。	体験は1回に10名までとし、30-40分程度の2回転（参加者合計20名）程度を想定しています。持ち帰りも可能とする予定です。	

2027年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務に係る公募型プロポーザルに係る質問事項の回答

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

番号	種類	項目	質問内容	回答	参考
20	仕様書	7(1)オ	⑤花き・梅・新しょうがの実物展示 展示品の調達方法（県や関係団体から提供されるのか、受託者が新たに調達するのか）をご教示ください。	県もしくは関係団体から提供する予定です。	
21	仕様書	7(1)オ	「⑤県特産品である花き、梅、新しょうがの実物PR展示 」について、この場合、「県特産品である花き」とは、梅・新しょうがのみのことを指しておりますでしょうか。それとも、その他の「（PRしたい）県特産品である花き」はございますでしょうか。	「県特産品である花き」として、現時点ではスターチス、宿根かすみそう、ガーベラを想定しています。	
22	仕様書	7(1)オ	仕様書7(1)オ、「⑧については温泉水の運搬・足湯設備の貸与についても運営業務委託内容に含むものとする。」について、温泉水運搬、足場設備の貸与事業者については県より事業者を紹介いただき、その事業者との調整及び費用支払いは委託事業費に含むという考え方で相違ございませんでしょうか。	県から事業者の紹介はできません。なお、事業者との調整の際に同席する可能性はあります。 事業者との調整及び温泉水の購入・運搬費用支払いについては委託事業費に含みます。	
23	仕様書	7(1)オ	ブース案⑧「県内温泉の足湯体験」（温泉水の運搬・足湯設備の貸与）について、催事施設利用ガイドでは給排水設備なし・水を使う演出は原則禁止・火気禁止とされていますが、事前に協会と協議ずみでしょうか。	協会と未協議です。	催事施設利用ガイド P48,49
24	仕様書	7(1)オ	仕様書7(1)オ⑧に記載の「県内温泉の足湯体験」について、大阪・関西万博においても足湯体験が実施されたと認識しております。その際、使用後の温泉水はどの様に処理されましたでしょうか。また、今回の2027年国際園芸博覧会において、使用後の温泉水の排水・処理に関する条件や制限が現時点で判明していれば教示下さい。	大阪・関西万博で実施した足湯体験における使用後の温泉水は、大阪市保健所に処理方法を確認した上で、現地において処理しました。 2027年国際園芸博覧会における使用後の温泉水の排水・処理に関する条件や制限については現時点では不明です。	

2027年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務に係る公募型プロポーザルに係る質問事項の回答

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

番号	種類	項目	質問内容	回答	参考
25	仕様書	7(1)オ	足湯体験について県内の温泉地から使用する温泉を提案する場合、温泉事業者との調整に県のご担当者様も同席いただくことは可能でしょうか。	実施計画策定等業務委託契約候補者、温泉事業者、県担当者と日程調整を実施した上で同席することは可能です。	
26	仕様書	7(1)カ	県特産品である花きである、新しょうがや梅（又はその他）を持ってくる場合、ご指定の市場や生産農家、または花屋などがございますでしょうか。	現時点で県特産品の仕入先は決定していませんが、委託者または委託者の関係団体から受託者へ県特産品を引き渡すに際し、場所や日時を協議の上指定する可能性があります。	
27	仕様書	7(1)カ	仕様書 7(1)カ 梅干し・花き・新しょうがの配布（各500名分） 配布する花き・梅干し・新しょうがの形態（個包装か、1人あたりの量やサイズ、想定している商品があればどのような商品か）をご教示ください。あわせて、受託者が委託者から受け取る場所と時期、保冷など特別な保存設備や体制が必要かについてもご教示ください。	配布予定の花き・梅干し・新しょうがの個包装の有無、必要な保管条件については以下の通りです。なお、委託者または委託者の関係団体から受託者へ引き渡す場所や時期等については仕入事業者と調整した上で決定します。 花き：ミニブーケ、現地到着後～配布直前までバケツ等で水あげもしくはジェル等の保水剤を使用して保管 梅干し：スタンドパック（個包装のもの数個）、常温保管 新ショウガ：スタンドパック（300g程度）、冷暗所等に保管（気温等により変更可能性あり）	
28	仕様書	7(4)ア	仕様書 7(4)ア 出演者の出演交渉 大阪・関西万博の和歌山県催事に出演した団体などについては、委託者からご紹介いただくことが可能かをご教示ください。	県からの紹介はできません。なお、関係課が出演依頼の際に同席する可能性はあります。	
29	仕様書	7(4)ウ	仕様書7(4)ウ「観覧者募集チラシ」については県内での掲載を想定しているのでしょうか。	観覧者募集チラシは県内および関東圏を中心に配布する想定です。	

2027年国際園芸博覧会和歌山県催事実施計画策定等業務に係る公募型プロポーザルに係る質問事項の回答

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

番号	種類	項目	質問内容	回答	参考
30	仕様書	7(4)エ	映像素材について 仕様書7（4）エ、のステージ前後で使用する映像は、県よりご提供いただく既存の映像・写真素材を基本とし、本業務および当日の上映に使用できるものと理解しております。撮影は既存素材で対応できない場合に限り、本業務の委託料の範囲内で実施するものと理解しておりますが、相違ございませんでしょうか。	提案された内容に対し、県から必要に応じて既存映像・写真素材を提供します。既存素材で対応できない場合に、本業務の委託料の範囲内で撮影を行うものと想定しています。	
31	仕様書	7(4)エ	県が保有する映像（大阪・関西万博の和歌山DAYで使用したものなど）を提供いただけますでしょうか。提供いただける場合は、使用できる範囲もご教示ください。	県で保有している既存素材として、大阪・関西万博における和歌山DAYで使用した素材、その他和歌山県観光サイトに掲載されている素材等の無償での提供・再利用は可能と想定しています。 なお、使用可否については個別に協議が必要です。	
32	仕様書	7(4)エ	仕様書 7(4)エ 映像素材、9 著作権等、11(10) 第三者による二次利用 本業務で作成する映像コンテンツの利用範囲は、博覧会の会場内での放映に限られるでしょうか。 会場外で利用する可能性（県のSNSや観光PRへの転用など）があるかをご教示ください。	作成した映像については、会場外の利用（県SNSや観光PRへの転用）の可能性があります。	